

介護保険負担限度額認定証の更新手続き 令和3年8月から制度改正されます

問 本庁舎長寿社会課 ☎ 0857-30-8212 ☎ 0857-20-3906

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日です。介護保険施設に入所中の人は、施設へご相談ください。

受付期間 6月1日(火)～30日(水)

ところ 長寿社会課、各総合支所市民福祉課
必要なもの ご本人および配偶者の資産を証明するもの(通帳など)の写し、本人確認書類、代理権を確認できる書類など

【認定区分の判定 ※令和3年8月以降】

利用者負担段階	負担限度額(本人負担額)				
		居住費(滞在費)		食費	
				施設	短期入所
第1段階	ユニット型個室	820円/日	300円/日	300円/日	
	ユニット型個室の多床室	490円/日			
	従来型個室	490円/日 (320円/日)			
	多床室	0円/日			
第2段階	ユニット型個室	820円/日	390円/日	600円/日	
	ユニット型個室の多床室	490円/日			
	従来型個室	490円/日 (420円/日)			
	多床室	370円/日			
第3段階①	ユニット型個室	1310円/日	650円/日	1000円/日	
	ユニット型個室の多床室	1310円/日			
	従来型個室	1310円/日 (820円/日)			
	多床室	370円/日			
第3段階②	ユニット型個室	1310円/日	1360円/日	1300円/日	
	ユニット型個室の多床室	1310円/日			
	従来型個室	1310円/日 (820円/日)			
	多床室	370円/日			
第4段階	上4項に該当しない人(市民税課税世帯)	居住費(滞在費)・食費は、施設が定めた金額			

※従来型個室の()内の金額は、介護老人福祉施設に入所または、短期入所生活介護を利用した場合

松くい虫防除の薬剤散布(地上散布)にご協力を

問(賀露町区域) 本庁舎林務水産課
☎ 0857-30-8311 ☎ 0857-20-3043
問(福部町区域) 福部町総合支所産業建設課
☎ 0857-75-2814 ☎ 0857-74-3714

散布機(福部町・賀露町)による薬剤散布を行います。
【散布予定】※予定が変更になる場合があります。

散布区域	福部町(湯山)	福部町(海土)	賀露町
散布日	6月8日(火)	6月9日(水)	6月11日(金)
時間	5:00~8:00	5:00~8:00	5:00~12:00

【おねがい】

- 散布当日に散布地域とその付近の山林に入ると、頭痛やめまいなどが起きることがあります。散布後1週間程度は散布区域への立入を控えてください。
- 散布中は地域内での駐車は避けてください。薬剤がかかったと思われたら、すみやかに洗車してください。
- 散布区域内で山菜などを採られる人は、散布前日までに採ってください。
- 散布区域付近に住んでいる人は、当日の午前中は、洗濯物などを外に干さないようにしてください。
- 福部町での薬剤散布については、交通規制を実施する為、ご理解ご協力の程よろしくお願ひします。
※使用する薬剤は、松くい虫をはじめとする林業害虫防除用のスミパイン乳剤(MEP80)を水で薄めたものです。



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

問 本庁舎こども家庭課
☎ 0857-30-8239 ☎ 0857-20-3907

対象

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の受給者
- ②公的年金などを受けていることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けられない人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

金額 児童1人当たり一律5万円
受付 令和4年2月28日(月)まで
持ち物 ※②・③のみ、①は申請不要

- ・本人確認書類
- ・通帳またはキャッシュカードの写し
- ・戸籍謄本または抄本(本市の児童扶養手当の受給資格認定を受けている場合は不要)
- ・障害手帳など障がいの状態を確認するための書類(障害年金受給者)※②
- ・令和2年度所得課税証明書または令和元年分の源泉徴収票(平成31年1月～令和元年12月に給与収入がある場合)※②
- ・年金振込通知書など(平成31年1月～令和元年12月における年金支給額が分かるもの)※②
- ・給与明細書(令和2年2月以降の任意の月1カ月分)※③
- ・帳簿など収入額が分かる書類(令和2年2月以降に事業収入、不動産収入がある場合)※③

※ひとり親世帯以外の「低所得の子育て世帯に対する給付金」については、本市公式ホームページなどでお知らせします。

令和2年度鳥取市農業賞

問 本庁舎農政企画課
☎ 0857-30-8302 ☎ 0857-20-3947

3月19日(金)、令和2年度鳥取市農業賞贈呈式が開催され、深澤市長から受賞者に賞状が贈呈されました。

■優良農業者 前田大生さん(河原町)

梨の根域制限栽培導入、経営規模の拡大、若手農業者の代表として鳥取の梨を積極的にPRし本市の農業振興に貢献

■優良営農組織 農事組合法人河内こわらび(河内)

河内集落周辺の耕作放棄地解消に努め、稲作の



ほか学校給食用の里芋栽培を行うなど地域農業の振興に貢献

■功労者 山本正明さん(杉崎)

耕畜連携分野での先駆的存在として持続可能な地域農業の実践に尽力

令和3年度後期高齢者医療制度

問 本庁舎保険年金課 ☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906
問 鳥取県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎ 0858-32-1099
(年金生活者支援給付金) 問 日本年金機構 ☎ (給付金専用ダイヤル) 0570-05-4092

■保険料

【均等割額】 【所得割額】 限度額 64万円
保険料 = 42480円 + 所得 × 8.07%

※所得が低い人には、均等割額の軽減措置を適用
※後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保険などの被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。また、加入後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

■保険料(均等割額)の軽減措置の見直し

これまで、年金収入80万円以下などの要件を満たす人の保険料(均等割額)を特例的に軽減してきましたが、令和元年度から段階的に見直しを行い、令和3年度から特例はなくなります。
※見直しに合わせて実施されている「介護保険料の負担軽減」や「年金生活者支援給付金」は継続されます。